

株主の皆様へ

埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社
代表取締役社長 大谷隆男

第197期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第197期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様への安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を極力見合わせていただきますようお願い申し上げます。

また、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。
敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室
(末尾のご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第197期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第197期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

別途ご同封いたしました「第197期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」にて株主様へのお願いなどを記載しておりますので必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。

〇本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〇株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.chichibu-railway.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の事業活動におきましては、当事業年度に当社が創立120周年を迎えたことから、それに因む各種イベントを実施したほか、事業収益の拡大につなげられるよう、積極的な取り組みを行いました。また、沿線の市町、商業施設、同業他社などとも連携した誘客活動も引き続き実施いたしました。

一方、台風などの天候不順の影響を受けたほか、2月以降は新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化し、政府から緊急対応策として自粛要請が出されるなど、鉄道旅客部門をはじめ各事業は大きな打撃を被りました。このような状況の中、当社は感染症拡大防止のため観光・飲食施設の休業やイベントを中止するなどの対応をとる一方、公共交通事業者としての責務を果たすため、お客様や従業員の感染予防の徹底を図りながら鉄道の運行継続に努めました。

こうした厳しい経営環境が重なったものの、貨物部門の増収が寄与し、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益は5,449百万円（前期比4.5%増）、営業利益は217百万円（同196.1%増）、経常利益は203百万円（同205.8%増）となりました。しかしながら、税効果会計に伴う繰延税金資産の取り崩しに加え繰延税金負債の計上による税金費用の発生により、法人税等を控除した後の親会社株主に帰属する当期純損失は222百万円（前期は103百万円の利益）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。

鉄道事業

鉄道事業におきましては、輸送の安全確保を最優先課題とし、設備面では引き続きコンクリート枕木化、継電連動装置の更新などを計画的に実施したほか、異常時訓練や安全指導などによる従業員の意識向上に取り組み、本年度も運転無事故を継続することができました。また、熊谷駅において内方線付き点字ブロックの設置やホームの嵩上げを行うなどバリアフリー化にも努めました。

旅客部門におきましては、創立120周年、ラグビーワールドカップに合わせた各種イベントの開催や記念乗車券の発売など様々な企画を実施いたしました。また、沿線の市町や商業施設、同業他社と連携したイベントの開催や企画列車の運転など旅客誘致に努めました。

しかしながら、台風などの天候不順や新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、定期外旅客人員及び定期外旅客収入は前期に比べ減少いたしました。また、定期旅客におきましても、沿線就学人口の減少に加え、在宅勤務や休校などの影響もあり、定期旅客人員及び定期旅客収入は前期に比べ減少いたしました。

一方、貨物部門におきましては、輸送量が増加したほか、前年度実施の基本賃率引き上げの効果もあり、貨物収入は前期に比べ増加いたしました。なお、石炭貨物輸送につきましては、本年度をもって終了し、これに伴い今後当該区間（熊谷貨物ターミナル駅～三ヶ尻駅）の廃止手続きを行ってまいります。

営業費用は、経費削減に努めたことや、電力料金単価の値下がりの影響もあり、前期に比べ減少いたしました。

この結果、営業収益は3,491百万円（前期比5.0%増）、営業利益は30百万円（前期は189百万円の営業損失）となりました。

不動産事業

不動産事業におきましては、駐車場収入の減少がありましたが、貸事務所やアパートなどの賃貸事業が順調に推移し、賃貸収入は前期に比べ増加いたしました。また、分譲地販売及び請負工事収入につきましても、前期に比べ増加いたしました。

一方、賃貸物件の修繕工事などにより営業費用は増加いたしました。

この結果、営業収益は383百万円（前期比2.4%増）、営業利益は199百万円（同6.5%減）となりました。

観光事業

観光事業におきましては、旅行業者への営業活動や各施設でのイベント開催など集客活動に注力したほか、長瀬駅前に豚みそ丼専門店「有隣」を開店するなど増収施策を実施いたしました。

しかしながら、長瀬ラインくんだりや宝登山ロープウェイをはじめとする各施設において台風など天候不順の影響を大きく受け、減収となりました。

この結果、営業収益は446百万円（前期比8.8%減）、営業損失は28百万円（前期は41百万円の営業利益）となりました。

バス事業

バス事業におきましては、台風及び新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を大きく受け、貸切バスの予約キャンセルが多発したことから減収となりました。

営業費用は、人件費をはじめ費用全般の削減に努めました。

この結果、営業収益は383百万円（前期比6.5%減）、営業損失は6百万円（前期は14百万円の営業損失）となりました。

なお、当該事業につきましては、次年度におきましても感染症の影響を大きく受けることが予想されることから、当期において減損損失を計上し固定資産を適正な価額まで引き下げております。

その他事業

その他事業におきましては、建設業では鉄道近接公共工事の受託などが増加となったほか、卸売・小売業では熊谷駅南口のコンビニエンスストアが堅調に推移し、それぞれ増収となりました。

この結果、営業収益は1,178百万円（前期比11.1%増）、営業利益は15百万円（同334.4%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

鉄道事業

連動装置更新工事（波久礼駅） (66,632千円)

コンクリート枕木化工事 (65,745千円)

（持田駅～熊谷駅・長瀬駅～上長瀬駅）

（浦山口駅～武州中川駅・武州日野駅～三峰口駅）

野上変電所高速度遮断機更新工事 (58,059千円)

熊谷駅ホーム嵩上げ及び内方線付き点字ブロック設置工事 (49,388千円)

親鼻駅No.2踏切拡幅工事（軌道工事） (28,263千円)

親鼻駅No.2踏切拡幅工事（電気工事） (22,099千円)

踏切遮断機更新工事（41台） (19,964千円)

軌道安定化工事（桜沢駅～寄居駅） (12,754千円)

踏切保安装置改修工事（12か所） (9,885千円)

12系客車車体延命工事 (18,175千円)

12系客車オーバーホール (12,362千円)

観光事業

事業用土地購入 (21,100千円)

その他の事業におきましては、特記すべき事項はありません。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充
特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、鉄道事業を柱として事業展開していることから、公共交通機関としての「安全・安心・安定」を維持できる事業者であることが使命であり、輸送の安全、無事故無災害の達成を最優先課題に掲げております。この目的の達成に向け、全役員・従業員が、安全に対し常に意識して業務にあたるとともに、近年頻発・激甚化する自然災害などに対応すべくソフト・ハード両面における取り組みをさらに強化してまいります。

また、利便性やサービスの向上を目指し継続的に利用環境の改善を検討し実施してまいります。

バス事業につきましては、当期において減損処理を行わざるを得ませんでした。今後の事業環境を見据えながら経営改善策を策定し実施してまいります。

さらに、沿線地域においては、居住人口の減少や少子高齢化の進行により、労働人口の不足による人材の確保も大きな課題となってきます。このため、生産性の向上にも取り組みながら就業環境の改善を図り、従業員にとって魅力ある会社創りを進めてまいります。

最後に、当社グループを取り巻く経営環境の変化とそれへの対応について申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の流行により事業全般に大きな影響を受けておりますが、引き続き感染拡大予防のための適切な対応を図っていくとともに、公共交通事業者として安定運行の継続に最大限の努力を行ってまいります。また、今後感染の収束がみられたとしても社会経済活動のありかたは大きく変わることが予想されます。当社グループは、こうした変化に対応し、事業・サービスのありかたについて再検討を行い、改善してまいります。

一方、ふかや花園駅周辺において深谷市により進められている「花園IC拠点整備プロジェクト」は、昨年事業者との契約が完了し、2022年度開業に向けて工事が進行しております。開業後は、同駅周辺が今後新たな商業・観光拠点となり、交流人口の大幅な増加が期待されます。また、延期とはなったものの「東京2020オリンピック・パラリンピック」の県内開催も控えており、今後ますます埼玉県各地域が活性化していくことが見込まれます。

このようなことから、経営環境は大きな転換期を迎えていると言えます。当社グループとしては、社会の変化へ対応しつつ既存事業の基盤強化を図ることは勿論のこと、環境変化により生じる事業拡大のチャンスを的確に捉え、さらなる成長につなげることができるよう、積極的な施策を検討し、実施してまいります。

(6) 財産および損益状況の推移

区 分	第194期 (2016年度)	第195期 (2017年度)	第196期 (2018年度)	第197期(当期) (2019年度)
営業収益(千円)	5,303,334	5,391,829	5,216,151	5,449,035
経常利益(千円)	228,340	233,160	66,408	203,057
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	486,415	161,325	103,621	△222,974
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	32.71	108.53	69.73	△150.06
総資産(千円)	23,607,189	24,093,730	23,279,324	23,439,721

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。
第195期(2017年度)の期首に当該株式併合が行なわれたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第196期(2018年度)の期首から適用しており、第195期(2017年度)の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
秩父鉄道観光バス株式会社	千円 100,000	% 100.0	バス事業
秩父観光興業株式会社	82,500	100.0	旅行業
宝登興業株式会社	60,000	99.5	索道事業
株式会社秩父建設	25,000	100.0	建設・電気工事業
秩鉄タクシー株式会社	20,400	100.0	タクシー事業
株式会社秩鉄商事	22,200	100.0	卸売・小売業

- (注) 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。
当社の連結子会社は上記の6社であり、非連結子会社は2社であります。
なお、秩鉄タクシー株式会社は、2020年3月31日をもって解散し、清算手続き中であります。

(8) 主要な事業内容および事業所(2020年3月31日現在)

当社グループは鉄道事業を中核とし、不動産事業・観光事業・バス事業・その他事業を展開しております。

鉄道事業	当社 羽生～熊谷～三峰口駅間 (71.7軒) 武川～熊谷貨物ターミナル駅間 (貨物専用 7.6軒) 車両数 電車53両・客車4両・電気機関車16両・私有電気機関車 1両・貨車6両・私有貨車128両・蒸気機関車1両 駅数 41駅 (埼玉県)
不動産事業	当社 分譲・注文住宅事業・賃貸 営業所数 1カ所 (埼玉県)
観光事業	当社 遊船・動物園 飲食・土産品販売業 宝登興業株式会社 索道事業 車両数 (搬器) 2両 駅数 2駅 (埼玉県)
バス事業	秩父鉄道観光バス株式会社 貸切バス事業 営業所数 2カ所 (埼玉県) 車両数 22両
その他事業	卸売・小売業 株式会社秩鉄商事 旅行業 秩父観光興業株式会社 建設・電気工事業 株式会社秩父建設 タクシー事業 秩鉄タクシー株式会社

※2020年3月31日をもって解散し、清算手続き中であります。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
鉄 道 事 業	257名 (29名)	7名 (△2名)
不 動 産 事 業	5名 (0名)	0名 (0名)
観 光 事 業	35名 (15名)	9名 (1名)
バ ス 事 業	30名 (11名)	△2名 (0名)
そ の 他 事 業	73名 (24名)	△6名 (3名)
全 社 (共 通)	25名 (13名)	△1名 (1名)
合 計	425名 (92名)	7名 (3名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
305名(57名)	12名(0名)	41.10歳	21.06年

(注) 1. 組合専従者は除いてあります。

2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載してあります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 埼玉りそな銀行	1,046,270
株式会社 群馬銀行	768,870
株式会社 足利銀行	549,350
株式会社 みずほ銀行	462,480
埼玉県信用金庫	393,350
株式会社 日本政策投資銀行	318,330
株式会社 武蔵野銀行	247,830
株式会社 北越銀行	150,000
株式会社 東和銀行	52,960

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,485,731株
(自己株式14,269株を除く)
(3) 株主数 1,376名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太平洋セメント株式会社	497,828株	33.50%
有恒鉱業株式会社	213,624	14.37
増岡英男	50,000	3.36
二反田静太郎	33,200	2.23
株式会社埼玉りそな銀行	31,824	2.14
中村僚	28,900	1.94
山腰玲子	26,900	1.81
株式会社武蔵野銀行	16,000	1.07
諸井三佐保	15,700	1.05
柿原林業株式会社	10,800	0.72

- (注) 1. 当社は自己株式を14,269株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大谷隆男	
取締役	高柳功	運輸部・技術部担当 技術部長
取締役	武部一弘	内部監査室・総務部担当 総務部長
取締役	坂本昌己	企画部・事業部担当 企画部長
取締役	中山高明	11頁(3)①に記載のとおりです。
常勤監査役	村田光明	11頁(3)②に記載のとおりです。
監査役	根津泰生	
監査役	根本裕介	12頁③に記載のとおりです。

- (注) 1. 取締役中山高明氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は中山高明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役村田光明氏および根本裕介氏の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役根本裕介氏は2019年6月27日開催の第196期定時株主総会において新たに選任され同日就任いたしました。
4. 取締役赤岩一男氏は2019年6月27日開催の第196期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
5. 監査役新美健一郎氏は2019年6月27日開催の第196期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく役員賞与	名	千円	名	千円	名	千円
株主総会決議に基づく退職慰労金	6	26,427	4	13,800	10	40,227
計	—	—	—	—	—	—
	6	26,427	4	13,800	10	40,227

- (注) 1. 上表には、2019年6月27日開催の第196期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名ならびに監査役1名を含んでおります。
2. 役員報酬限度額は次のとおりであります。
- (1) 取締役の報酬は1990年6月28日の定時株主総会決議に基づき、月額10,000千円以内。
- (2) 監査役の報酬は1990年6月28日の定時株主総会決議に基づき、月額3,000千円以内。
3. 取締役の報酬には執行役員に係る支給額は含まれておりません。
4. 社外役員の報酬の総額は、4名9,000千円であります。
5. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

- ② 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外役員が役員を兼任する親会社または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は60千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中山 高明

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
寶登山神社 名誉宮司

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

なお、宝登興業株式会社（当社の子会社）取締役でありましたが、2019年6月14日開催の第64期定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度において開催された取締役会11回のうち10回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

② 監査役 村田 光明

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

当事業年度において開催された取締役会11回のうち11回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 監査役 根本 裕介

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員の兼職状況

小野田化学工業株式会社	取締役
三井埠頭株式会社	取締役
株式会社デイ・シイ	取締役
屋久島電工株式会社	監査役

なお、小野田化学工業株式会社、三井埠頭株式会社、株式会社デイ・シイ、屋久島電工株式会社は、主要株主である太平洋セメント株式会社の関係会社であります。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

主要な取引先である太平洋セメント株式会社の業務執行者で事業企画管理部に勤務しております。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 執行役員について

当社は、執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	高 柳 功	運 輸 部 ・ 技 術 部
執 行 役 員	武 部 一 弘	内 部 監 査 室 ・ 総 務 部
執 行 役 員	坂 本 昌 己	企 画 部 ・ 事 業 部
執 行 役 員	鷹 啄 泰 則	人 事 部

(注) 高柳功氏、武部一弘氏、坂本昌己氏の3名は、取締役を兼務しております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
- 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づき、CSR委員会が中心となり取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンス・ホットラインを利用した「内部通報制度」により通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録については、「取締役会規程」「経営会議規程」等に従い、また、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「稟議規程」「文書保存規程」等に従い適切に保存・管理を行う。取締役および監査役は、常にこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、CSR委員会・運転事故防止対策委員会等において重大なリスクの未然防止や極小化を行う体制をとる。

また、緊急を要する事項については、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職制」および「付議・報告基準」に定める各職位の基本的な職能および相互関係、決裁基準等により、組織的かつ効率的な業務執行を図るとともに、経営上重要な事項については、「取締役会規程」「経営会議規程」に定める取締役会および経営会議において十分に審議のうえ慎重に決定する。また、経営計画、予算管理により目標実現に注力する。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社との関係については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する適切な経営管理が行える体制をとる。また、子会社の取締役または監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務の執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

尚、子会社に対する具体的な体制は次のとおりとする。

イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、グループ会社連絡会を定期的に開催し報告を受け、また、必要に応じて関係書類等の提出を求める。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき当社および子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機能が十分機能し安定した経営が確立できるよう支援する。

ニ) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「秩父鉄道グループコンプライアンス指針」および「コンプライアンス規程」に基づき、CSR委員会が中心となり子会社の取締役および従業員が法令、定款その他社内規程等を遵守した行動をとるための体制をとる。また、コンプライアンス・ホットラインを利用した「内部通報制度」により、通報者の保護を図るとともに、的確な対応をとる。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、連結財務諸表等の財務報告を適正に行うために必要な体制をとる。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当面は社内部門の兼務者が監査役の職務を補助する。監査役会から専任者の配置を求められた場合には、監査役会の意向を尊重して取締役との間で協議する。

⑧ 前号の当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員に対しては、その人事異動・評価については、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。また、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため補助する体制を確保する。

⑨ 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。また、取締役および従業員は、当社および子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告する。

尚、当該通報、報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。

⑩ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 当社は、監査役に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。また、当社は、監査役が代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役が会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。

ロ) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を担当部門として、所轄警察署や外部機関等との関係を強めていく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社並びに子会社の役員および従業員に対して、CSR委員会・グループ会社連絡会を開催（当事業年度各4回）し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。また、コンプライアンス・ホットラインの内部通報に対しては、適宜的確に対応しております。
- ② 内部監査室において、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。
- ③ 当社および子会社の事業報告については、定期的に当社取締役会のみならずグループ会社連絡会等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,305,969	流 動 負 債	3,500,364
現金及び預金	646,051	支払手形及び買掛金	331,899
受取手形及び売掛金	365,081	短期借入金	1,161,000
分譲土地建物	96,870	1年内返済予定の長期借入金	999,869
商品及び製品	30,354	未払法人税等	45,859
原材料及び貯蔵品	163,552	未払消費税等	78,253
その他の	1,009,094	賞与引当金	188,839
貸倒引当金	△5,035	その他	694,642
固 定 資 産	21,133,752	固 定 負 債	9,328,025
有 形 固 定 資 産	20,747,737	長期借入金	2,063,421
建物及び構築物	4,340,378	繰延税金負債	239,278
機械装置及び運搬具	625,279	再評価に係る繰延税金負債	4,494,244
土地	15,696,415	退職給付に係る負債	1,565,754
その他	85,663	特別修繕引当金	166,400
無 形 固 定 資 産	26,740	資産撤去引当金	658,597
投資その他の資産	359,274	長期預り金	91,957
投資有価証券	321,375	その他	48,371
繰延税金資産	10,637	負 債 合 計	12,828,389
その他	49,231	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△21,970	株 主 資 本	563,839
資 産 合 計	23,439,721	資 本 金	750,000
		資 本 剰 余 金	21,952
		利 益 剰 余 金	△176,745
		自 己 株 式	△31,366
		その他の包括利益累計額	10,035,780
		その他有価証券評価差額金	172,146
		土 地 再 評 価 差 額 金	9,846,834
		退職給付に係る調整累計額	16,799
		非 支 配 株 主 持 分	11,711
		純 資 産 合 計	10,611,331
		負 債 純 資 産 合 計	23,439,721

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		5,449,035
営業費用		
運輸業等営業費及び売上原価	3,835,173	
販売費及び一般管理費	1,396,142	5,231,315
営業利益		217,719
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	9,490	
土地物件貸付料	18,910	
その他	8,859	37,314
営業外費用		
支払利息	29,076	
減価償却費	16,381	
その他	6,518	51,977
経常利益		203,057
特別利益		
固定資産売却益	50,737	
工事負担金等受入額	58,668	
補助金受入額	131,473	
受取補償金	781,750	1,022,630
特別損失		
固定資産圧縮損	186,823	
固定資産除却及び撤去費	17,303	
資産撤去引当繰入額	658,597	
減損損失	270,578	
120周年記念事業費	8,779	1,142,082
税金等調整前当期純利益		83,605
法人税、住民税及び事業税	44,951	
法人税等調整額	261,622	306,573
当期純損失		222,968
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純損失		222,974

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	750,000	21,952	△90,729	△30,593	650,629
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			△222,974		△222,974
自己株式の取得				△773	△773
持分変動による増減額			△124		△124
土地再評価差額金取崩額			137,083		137,083
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△86,015	△773	△86,789
当 期 末 残 高	750,000	21,952	△176,745	△31,366	563,839

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	361,621	9,983,917	17,406	10,362,945	11,664	11,025,239
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純利益						△222,974
自己株式の取得						△773
持分変動による増減額						△124
土地再評価差額金取崩額						137,083
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△189,474	△137,083	△606	△327,165	46	△327,118
当 期 変 動 額 合 計	△189,474	△137,083	△606	△327,165	46	△413,908
当 期 末 残 高	172,146	9,846,834	16,799	10,035,780	11,711	10,611,331

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

宝登興業株式会社

秩鉄タクシー株式会社

株式会社秩鉄商事

株式会社秩父建設

秩父観光興業株式会社

秩父鉄道観光バス株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

秩父観光株式会社

株式会社長瀬不動寺奉賛会

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（秩父観光株式会社・株式会社長瀬不動寺奉賛会）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品 主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法によっておりますが、当社の鉄道事業固定資産の構築物の一部（取替資産）については取替法により、当社の不動産事業及び一部の子会社に係る有形固定資産、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

- ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 特別修繕引当金
鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）第90条の定めによる蒸気機関車の全般検査費用に備えるため、当該検査費用の支出見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 資産撤去引当金
将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における費用見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
（ア）当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
（イ）その他の工事
工事完成基準を適用しております。
- ② 工事負担金等の処理
鉄道事業における諸施設の工事等を行うにあたり、当社は国又は地方公共団体等より工事費の一部として補助金及び工事負担金（以下「工事負担金等」という）を受けております。
これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。
なお、連結損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産並びに担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,019,889千円
機械装置及び運搬具	228,882千円
土地	12,166,179千円
その他の有形固定資産	20,580千円
合計	15,435,532千円

(2) 担保付債務

短期借入金	473,520千円
1年内返済予定の長期借入金	477,962千円
長期借入金	1,548,532千円
合計	2,500,014千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,151,328千円

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,320,192千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,500,000株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、主に銀行借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金は、想定外の事由によるフリー・キャッシュ・フローの減少に伴い、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社及び当社の連結子会社は、借入金等に関する将来の市場価格の変動に係るリスクを回避する目的で固定金利を利用しております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	646,051	646,051	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	279,884	279,884	—
(3) 短期借入金	(1,161,000)	(1,161,000)	—
(4) 長期借入金	(3,063,290)	(3,081,489)	18,199

※負債に計上されているものについては()で示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式については、取引所の価格によっております。

(3) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額31,486千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額10,005千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、埼玉県内において、賃貸用施設(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,478,241	3,004,329

注1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)、その他の物件については一定の評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

7,134円28銭

1株当たり当期純損失

150円06銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,857,232	流 動 負 債	3,264,877
現金及び預金	296,010	短期借入金	1,131,000
未収運賃	91,975	1年内返済予定の長期借入金	924,086
未収金	1,134,105	未払金	517,134
未収収益	33,244	未払費用	226,921
分譲土地建物	96,870	未払法人税等	33,076
商品及び製品	3,340	未払消費税等	53,831
原材料及び貯蔵品	155,650	預り連絡運賃	16,509
前払金	35,836	預り金	88,125
前払費用	5,073	前受運賃	91,406
その他	6,412	前受金	24,785
貸倒引当金	△1,289	賞与引当金	158,000
固 定 資 産	20,899,923	固 定 負 債	9,248,091
鉄道事業固定資産	15,812,557	長期借入金	1,934,354
不動産事業固定資産	3,208,232	繰延税金負債	234,890
観光事業固定資産	408,617	再評価に係る繰延税金負債	4,494,383
各事業関連固定資産	1,115,561	退職給付引当金	1,554,052
建設仮勘定	2,900	特別修繕引当金	166,400
投資その他の資産	352,054	関係会社事業損失引当金	65,400
投資有価証券	41,788	資産撤去引当金	658,597
関係会社株式	301,934	長期預り金	91,641
出資金	2,003	その他	48,371
長期貸付金	15,000	負 債 合 計	12,512,968
長期未収金	23,572	純 資 産 の 部	
その他	3,687	株主資本	234,623
貸倒引当金	△35,930	資本金	750,000
資 産 合 計	22,757,155	資本剰余金	14,143
		資本準備金	14,106
		その他資本剰余金	36
		利益剰余金	△498,152
		利益準備金	175,113
		その他利益剰余金	△673,265
		諸井恒平氏記念資金	5,100
		煩徳会基金	5,000
		繰越利益剰余金	△683,365
		自 己 株 式	△31,366
		評価・換算差額等	10,009,562
		その他有価証券評価差額金	162,411
		土地再評価差額金	9,847,150
		純 資 産 合 計	10,244,186
		負 債 純 資 産 合 計	22,757,155

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
鉄道事業		
営業	3,491,346	
営業	3,460,805	
不		30,541
動産		
営業	383,989	
営業	184,703	
親		199,285
光		
営業	307,883	
営業	334,369	
全		26,485
事業		
外		
営業		
営業		
損		
利益		203,341
受		
受	227	
土	8,681	
取	26,636	
地	2,204	
物		37,750
配		
件		
の		
貸		
付		
他		
支	27,586	
出	16,647	
減	16,381	
そ	5,702	
外		66,317
払		
人		
件		
費		
用		
利		
費		
負		
担		
却		
の		
利		
益		
益		
益		
却	48,294	
受	58,668	
入	131,423	
額	781,750	
金		1,020,137
補		
助		
金		
受		
取		
補		
償		
失		
縮	186,823	
撤	17,224	
去	146,585	
費	658,597	
入	8,779	
額		1,018,011
費		
益		
益		
額		176,900
税		
引	29,485	
前	283,837	
当		313,322
期		
純		
損		136,422
純		
損		
失		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					諸井恒平氏 記念資	頌徳会 基金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	750,000	14,106	36	14,143	175,113	5,100	5,000	△619,155	△433,942
当期変動額									
当期純利益								△136,422	△136,422
自己株式の取得									
土地再評価差額金取崩額								72,211	72,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△64,210	△64,210
当期末残高	750,000	14,106	36	14,143	175,113	5,100	5,000	△683,365	△498,152

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△30,593	299,608	335,551	9,919,362	10,254,914	10,554,522
当期変動額						
当期純利益		△136,422				△136,422
自己株式の取得	△773	△773				△773
土地再評価差額金取崩額		72,211				72,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△173,139	△72,211	△245,351	△245,351
当期変動額合計	△773	△64,984	△173,139	△72,211	△254,351	△310,335
当期末残高	△31,366	234,623	162,411	9,847,150	10,009,562	10,244,186

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

不動産事業有形固定資産 定額法

その他の有形固定資産 定率法

ただし、鉄道事業固定資産の構築物の一部（取替資産）については取替法により、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
 - ・数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (4) 特別修繕引当金
鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）第90条の定めによる蒸気機関車の全般検査費用に備えるため、当該検査費用の支出見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち、当該関係会社に対して計上している貸倒引当金を超過する金額について計上しております。
- (6) 資産撤去引当金
将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における費用見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
- (2) その他の工事
工事完成基準を適用しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 工事負担金等の処理
鉄道事業における諸施設の工事等を行うにあたり、当社は国又は地方公共団体等より工事費の一部として補助金及び工事負担金（以下「工事負担金等」という）を受けております。
これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。
なお、損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産並びに担保付債務

(1) 担保に供している資産	
鉄道事業固定資産	13,145,214千円
不動産事業固定資産	2,004,802千円
各事業関連固定資産	285,516千円
合計	15,435,532千円
(2) 担保付債務	
短期借入金	473,520千円
1年内返済予定の長期借入金	457,946千円
長期借入金	1,526,094千円
秩父鉄道観光バス株式会社借入金	42,454千円
合計	2,500,014千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	14,021,314千円
3. 事業用固定資産	
土地	15,686,560千円
建物	1,044,386千円
構築物	3,208,803千円
車両	386,323千円
機械装置	146,664千円
その他の有形固定資産	51,330千円
無形固定資産	20,899千円
4. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等の累計額	19,093,558千円
5. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	79,981千円
長期金銭債権	25,759千円
短期金銭債務	303,706千円

6. 取締役等との間の取引による金銭債権及び金銭債務
該当事項はありません。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,320,647千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 営業収益	4,183,219千円
2. 営業費	3,979,877千円
3. 営業費の内訳	
運送営業費及び売上原価	2,798,488千円
販売費及び一般管理費	702,980千円
諸税	229,423千円
減価償却費	248,985千円
4. 関係会社との取引高	
営業収益	1,368,442千円
営業費用	528,423千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	288,612千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 14,269株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生の内容は、退職給付引当金、賞与引当金及び投資有価証券評価損であります。なお、評価性引当額は942,211千円であります。

また、繰延税金負債の主な内容は、土地再評価差額金及びその他有価証券評価差額金であります。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
その他の関係会社	太平洋セメント(株)	被所有 直接33.9% 間接15.6%	役員のパ遣	同社の原料の輸送及び設備保守等(注2)	1,346,842	未収運賃	67,562

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社提示の単価をもとに一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関係会社等

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	秩父観光興業(株)	所有 直接96.2% 間接 3.8%	出向者の派遣 役員の兼任	出向者人件費負担金(注2)	16,555	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 出向者人件費負担金については、出向元の規程を基礎として協議の上決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

6,895円05銭

1株当たり当期純損失

91円81銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

秩父鉄道株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 靖 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関根 義明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、秩父鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書

類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

秩父鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 靖 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関根 義明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第197期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第197期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

秩父鉄道株式会社 監査役会
常勤監査役 村田光明 ㊟
(社外監査役)
監査役 根津泰生 ㊟
社外監査役 根本裕介 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有 する当社の 株式数
1	おお たに たか おお 大 谷 隆 男 (1955年10月28日生)	1978年4月 秩父セメント株式会社入社 1994年10月 秩父小野田株式会社経理部経理課長 1995年6月 同社経営企画部 1998年10月 太平洋セメント株式会社経営企画部 2001年6月 同社熊谷工場業務部長 2001年6月 当社社外監査役 2007年6月 太平洋セメント株式会社監査役室長 2009年5月 同社情報システム部長 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社常務取締役 2011年6月 当社代表取締役社長（現任）	3,590株
2	たか やなぎ いきお 高 柳 功 (1961年12月29日生)	1984年6月 当社入社 2007年4月 当社施設課長 2010年6月 当社鉄道部次長 2011年6月 当社鉄道部長 2013年6月 当社取締役鉄道部長 2015年4月 当社取締役執行役員鉄道部長 2018年4月 当社取締役執行役員技術部長 2019年4月 当社取締役上席執行役員技術部長（現任） [当社における担当] 運輸部・技術部	794株
3	たけ べ かず ひろ 武 部 一 弘 (1961年11月12日生)	1986年4月 小野田セメント株式会社入社 2012年4月 太平洋セメント株式会社人事部人事グループリーダー 2015年4月 大連小野田水泥有限公司副総経理 2017年5月 太平洋セメント株式会社海外事業本部管理部副部長 2018年6月 当社総務部長 2019年4月 当社執行役員総務部長 2019年6月 当社取締役執行役員総務部長（現任） [当社における担当] 内部監査室・総務部	238株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	さかもとまさみ氏 坂本昌己 (1965年3月22日生)	1989年4月 当社入社 2008年4月 当社営業推進課長 2010年6月 当社事業部次長兼営業推進課長 2012年7月 当社企画部長 2013年7月 当社企画部長兼総務部長 2015年4月 当社執行役員企画部長兼総務部長 2015年7月 当社執行役員企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画部長(現任) [当社における担当] 企画部・事業部	586株
5	なかやまたかあき氏 中山高明 (1953年2月28日生)	1977年4月 寶登山神社入社 2002年3月 同社宮司 2005年6月 宝登興業株式会社取締役 2010年6月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 寶登山神社 名誉宮司(現任)	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 中山高明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員となる予定であります。

3. 社外取締役候補者中山高明氏に関する事項

(1) 社外取締役候補者とした理由および職務を適切に遂行できる理由について

中山高明氏は、寶登山神社名誉宮司としての独立した立場から長年の経験と知見等を反映していただけるものと考え、社外取締役として選任(重任)をお願いするものであります。

また、同氏は社外取締役以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(2) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。

(3) 中山高明氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

(4) 当社は中山高明氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める限度まで限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しており、同氏の再任が承認された場合には同契約を継続する予定であります。

4. 「候補者の有する当社の株式数」には、役員持株会における本人持分を含んで掲載しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴・重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	ねづ やすお 生 根 津 泰 (1958年9月22日生)	1981年4月 当社入社 2008年2月 当社電気車検車班 班長 2009年2月 当社車両区 助役 2011年10月 当社車両区 区長代理 2012年2月 当社車両区 区長 2013年6月 当社車両課 課長 2018年6月 当社監査役（現任）	159株
2	ねもと ゆうすけ 根 本 裕 介 (1963年12月31日生)	1989年4月 小野田セメント株式会社入社 1998年10月 太平洋セメント株式会社経営企画部 2002年3月 同社経理部財務グループ 2011年4月 同社経理部財務グループリーダー 2013年3月 同社中部北陸支店業務部長 2016年6月 ギソンセメントコーポレーション財務経理部長 2019年4月 太平洋セメント株式会社事業企画管理部長（現任） 2019年6月 当社社外監査役（現任）	一株
3	※ いろ 井 まさる 勝 諸 井 勝 (1955年10月5日生)	1980年4月 株式会社埼玉銀行入社 1996年2月 秩父小野田株式会社経理部財務課 1998年3月 同社東北支店業務部副部長 1998年10月 太平洋セメント株式会社東北支店業務部副部長 2005年1月 太平洋エンジニアリング株式会社管理本部業務部 2005年5月 同社管理本部業務部長 2012年6月 同社取締役管理本部副本部長 2013年6月 同社取締役管理本部長 2014年6月 同社常務取締役管理本部長 2018年6月 同社専務取締役管理本部長（現任）	一株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 根本裕介氏および諸井勝氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者 根本 裕介氏に関する事項

(1) 社外監査役候補者とした理由および職務を適切に遂行できる理由について

根本裕介氏は、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、選任（重任）をお願いするものであります。

- (2) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (3) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (4) 根本裕介氏の当社での社外監査役としての在籍期間は本総会終結の時をもって1年となります。

5. 社外監査役候補者 諸井 勝氏に関する事項

- (1) 社外監査役候補者とした理由および職務を適切に遂行できる理由について

諸井勝氏は、太平洋エンジニアリング株式会社の業務執行者として豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、選任をお願いするものがあります。

- (2) 会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (3) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。

6. 当社は、根本裕介氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める限度まで限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、同氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。

また、諸井勝氏が選任された場合には根本裕介氏と同様に責任限定契約を締結する予定であります。

7. 「候補者の有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含んでおります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴 ・ 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
にい み けん いち ろう 新 美 健 一 郎 (1976年11月22日生)	1999年4月 太平洋セメント株式会社入社 1999年4月 同社大船渡工場 業務部 2003年11月 同社海外事業部 2006年11月 同社経理業務センター経理チーム 2010年8月 同社埼玉工場業務部経理課 2012年9月 同社埼玉工場業務部経理課長 2016年4月 同社事業企画管理部 2016年8月 同社事業企画管理部管理グループ(現任) 2018年11月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外監査役辞任	一株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 新美健一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者とした理由および職務を適切に遂行できる理由について

新美健一郎氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断し、選任をお願いするものであります。

4. 新美健一郎氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

ご案内図

会場 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室

交通 秩父鉄道・JR高崎線・上越新幹線
熊谷駅南口より徒歩2分

